

指 導 票

平成 年 8 月 23 日

株式会社
代表取締役 殿

労働基準監督署

労働基準監督官
厚生労働技官
厚生労働事務官



あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いします。
なお、改善の状況については 9 月 23 日までに報告してください。

指 導 事 項

1. 自動車運転者について、特に拘束時間が長いと思われるものについては、1日及び1か月間についての拘束時間を集計・把握し、自動車運転者の改善基準告示と見合わせるなどないよう心がけてください。
2. 過重労働による健康障害防止のため、医師による面接指導制度を設け、これを適正に運用してください。
3. 労働時間の実績を毎年で管理・把握し、その結果を定期健康診断の結果(特に血圧、血中脂質、血糖値、BMIの4項目と異常所見のあるもの)と併せて管理し、その両方に問題のある者については、時間外労働を削減する、産業医等に意見を頂く等の措置を講じてください。
4. 労働災害防止のため、リスクアセスメントの導入を検討してください。
5. 休憩時間の定め方が、全社的な取扱いと異なる事業場については、その事業場の就業規則に別途の規定を置き、これを就業規則の変更として(労働)行政官庁に届け出てください。

以 下 余 白

受領年月日 平成 年 8 月 23 日

受領者職氏名 人事課長

平成： 年10月 日

労働基準監督署長 殿

株式会社

代表取締役

支店長

営業所長

指導票に対する改善措置報告書

平成22年8月23日付

監督官による指導事項について、下記の通り改善報告致します。

記

指 導 事 項	改 善 内 容
1. 自動車運転者について、特に拘束時間が長いと思われるものについては、1日及び1ヶ月間についての拘束時間を集計・把握し、自動車運転者の改善基準告示に違反することのないようにしてください。	個人別累計拘束時間集計表に日々拘束時間を入力し、累計拘束時間を把握し、改善基準に違反する恐れのある場合は、運行シフトを変更する等して、違反しないよう努めて参ります。
2. 過重労働による健康障害防止のため、医師による面接指導制度を設け、これを適正に運用してください。	労働時間の縮減に務めると共に、長時間労働者に対しては地域産業保健センターを活用し、面接指導等を実施して参ります。

指 導 事 項	改 善 内 容
<p>3. 労働時間の実績を通年で管理把握し、その結果を定期健康診断の結果(特に血圧・血中脂質・血糖値・BMIの4項目に異常所見のあるもの)と併せて管理し、その両方に問題のある者については、時間外労働を削減する、産業医等に意見を聴く等の措置を講じてください。</p>	<p>日々の労働(拘束)時間を管理のうえ、定期健康診断の結果と併せて個々の労働者の健康状態をチェックし、必要な措置を講ずるようして参ります。</p>
<p>4. 労働災害防止のため、リスクアセスメントの導入を検討してください。</p>	<p>リスクアセスメントの実施に向けて、陸災防主催の「リスクアセスメント実施担当者研修」を受講致しました。(9月22日付) 今後、具体的な取り組みについて検討して参ります。</p>
<p>5. 休憩時間の定め方が、全社的な取扱いと異なる事業場については、その事業場の就業規則に別途の規程を置き、これを就業規則の変更として行政官庁に届けてください。</p>	<p>就業規則の別規程として定め、これを行政官庁に届出致します。</p>